

2019年5月24日

契約認証機関
ご担当者様

一般財団法人 食品安全マネジメント協会

料金改定のご案内

拝啓 時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は弊協会業務に格別のご理解とご協力を賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、弊協会は2016年1月の設立以来、食品の加工や製造のセクターにおいて3段階の食品安全マネジメント規格を開発及び運用し、JFS-C規格につきましてはEIVセクターにおいて、2018年10月末にGFSI承認を達成しました。また、JFS-B規格については、2018年6月に公布された改正食品衛生法におけるHACCP制度化の周知に伴って、適合証明発行数が顕著に増加しており、事業伸長を実感できる状況となっております。

一方、現状の事業の運営は当初の拠出金や寄付金に頼らざるを得ない実情であり、足元の財務基盤は依然脆弱な状況にあります。限られた人的及び資金的なリソース環境の下で、優先順位を判断しつつ運営を致しておりますが、GFSIの承認を得て、今後一層の規格の充実、信頼性の向上などJFSの価値を向上させ、認証機関の皆様、認証組織の皆様に寄与する為、先行的に人的及び資金的な強化が避けられない課題となっております。寄付金や補助金などの臨時収入に依存することなく、拡大する事業に必要なリソースを手当てするために、以下のとおり料金の改定をさせて頂くことと致しました。併せて様々な自主的財務改善策（別紙1）を実施してまいります。趣旨をご理解の上、何卒皆様方のご支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、貴認証機関様から認証を取得した組織様、あるいは、今後新規に取得される組織様につきましても、初回登録料及び登録維持料料金改定をお願いすることから、特に各認証機関様がすでに認証を発行している組織様へは、登録維持料の改定についてご案内（別紙2）いただきたく、重ねてお願い申し上げます。

敬具

1. 料金改定の内容

① 認証機関様を対象とした年間維持料の改定

年間維持料につきましては、毎年一律30万円としておりましたが、2019年7月以降に発生する年間維持料より、初回登録料（申請料）と同じ料金の一律50万円とさせて頂いていただきます。

② 組織様の初回登録料及び登録維持料の改定

組織様の登録料につきましては、初回登録料が1万5千円でその後の登録維持料は1万円としておりましたが、2019年7月以降に発生する初回登録料及び登録維持料から、いずれも一律2万円とさせていただきます。

2. 組織様へのご案内について

① 新規に認証を取得される組織様の場合

2019年7月以降に認証を取得する案件から、初回登録料並びに登録維持料をいずれも2万円のご案内ください。

② 既に認証を取得している組織様の場合

別途添付した組織様向けの文書を、食品安全マネジメント協会からのご案内として、各組織様にご案内ください。本書面と同様の主旨で組織様向けの内容となっており、2019年7月以降に発生する初回登録料並びに登録維持料がいずれも一律2万円に改定されることが記載されています。

以上

問合せ先： 一般財団法人 食品安全マネジメント協会

〒102-0083 東京都千代田区麹町3丁目5番2号（2019年5月31日まで）

〒104-0042 東京都中央区入船3丁目10番9号（2019年6月1日以降）

TEL：03-6268-9691 FAX：03-6268-9697 E-mail：office@jfsm.or.jp